

令和4年度 狩猟免許試験予備講習のお知らせ

一般社団法人 北海道猟友会

本会では、毎年狩猟免許試験を受ける人のために、狩猟免許試験予備講習を実施しています。この講習を受講された方は試験の合格率がきわめて高く、好評を頂いております。本年の受講を希望される方は、次の要領で受講申し込みの手続きをしてください。

なお、狩猟免許試験は北海道が実施し、狩猟免許試験予備講習は、すべて猟友会が行っておりますので、お間違いのないようにしてください。

また、今年度は新型コロナウイルス感染予防対策のため、狩猟免許試験受験者数に制限がありますので、今回は狩猟免許申請書を提出された方の予備講習を優先いたします。

1 予備講習受講申し込み方法

(1) 受講希望者は申込用紙に記入の上、受講しようとする講習会開催地の猟友会支部へ講習日の7日前までに、
講習料

種 別	一 般	北海道猟友会員
① 第一種又は第二種	11,000円(税込)	2,750円(税込)
② 網	8,250円(税込)	2,750円(税込)
③ わな	8,250円(税込)	2,750円(税込)
④ 網及びわな(2種類)	11,000円(税込)	5,500円(税込)
⑤ 第一種又は第二種+網又はわな(2種類)	13,750円(税込)	
⑥ 第一種又は第二種+網+わな(3種類)	16,500円(税込)	

を添えて申し込んでください。申込書は、開催地支部に直接持参するか、現金書留で郵送してください。なお、講習会前に読本・例題集等の入手を希望される場合の送料については、開催地の猟友会支部に照会してください。

(2) 狩猟免許の試験日は右記2のとおりです。(予備講習会場は裏面記載)

(3) 受講票は発行いたしません。念のため、予備講習会場に講習料の領収書を持参してください。

(4) 受講手続後、受講を取り止めることがあっても、講習料は返納いたしません。また、狩猟読本と狩猟免許試験例題集のみの販売はしてありません。

2 講習会

(1) 講習は、午前9時に開始し午後5時に終了します。開始時刻に遅れぬよう注意してください。

(2) 講習は、狩猟者として身につけるべきマナーをはじめ、関係法令、猟具の取扱い、鳥獣に対する知識等について、狩猟読本(テキスト)により説明するとともに、狩猟免許試験に用いられる模造銃、その他の猟具、鳥獣判別の絵図と同型のものを使って、技能講習を行います。

3 予備講習についての照会

講習についての不明な点は、講習会開催地支部、あるいは住居地域の支部にお問い合わせください。

参考 狩猟免許試験について

1 狩猟免許申請

狩猟免許を受けようとする人は、まず、狩猟免許申請書を受験希望する試験地を所管する総合振興局又は振興局保健環境部環境生活課へ提出し(手数料:初心者は5,200円、他の免許所持者は3,900円)、狩猟免許試験を受けなければなりません。

なお、申請書用紙は各総合振興局又は各振興局及び猟友会支部にあります。予備講習を受ける前に、必ず総合振興局又は振興局に狩猟免許申請書を提出しておいてください。

2 試験日時、試験地及び狩猟免許申請書等の受付期間(北海道告示による)

- (1) 第1回試験 ア 試験日時 令和4年7月2日(土)午前9時から
イ 試験地 札幌市
ウ 受付期間 令和4年5月12日(木)から6月10日(金)まで
- (2) 第2回試験 ア 試験日時 令和4年7月3日(日)午前9時から
イ 試験地 札幌市、倶知安町、浦河町、江差町、留萌市、網走市、帯広市、根室市
ウ 受付期間 令和4年5月17日(火)から6月17日(金)まで
- (3) 第3回試験 ア 試験日時 令和4年8月7日(日)午前9時から
イ 試験地 岩見沢市、室蘭市、函館市、旭川市、稚内市、釧路市
ウ 受付期間 令和4年6月22日(水)から7月22日(金)まで
- (4) 第4回試験 ア 試験日時 令和4年12月3日(土)午前9時から
イ 試験地 札幌市
ウ 受付期間 令和4年10月13日(木)から11月11日(金)まで
- (5) 第5回試験 ア 試験日時 令和4年12月4日(日)午前9時から
イ 試験地 札幌市、倶知安町、室蘭市、浦河町、稚内市、帯広市
ウ 受付期間 令和4年10月18日(火)から11月18日(金)まで
- (6) 第6回試験 ア 試験日時 令和5年2月5日(日)午前9時から
イ 試験地 岩見沢市、札幌市、倶知安町、室蘭市、函館市、旭川市、網走市、釧路市、標津町
ウ 受付期間 令和4年12月20日(火)から令和5年1月20日(金)まで

3 試験の項目

適性試験、技能試験及び知識試験。ただし、技能試験は、適性試験及び知識試験の合格者に対してのみ実施します。

4 狩猟免許試験についての照会

狩猟免許試験の運営は、各総合振興局・各振興局の保健環境部環境生活課が行っておりますので、お問い合わせについては同課に照会してください。